

短歌と天皇制

内野光子
Mitsuko Uchino



風媒社

〔著者略歴〕

1940年東京に生まれる。1963年東京教育大学文学部卒業。1965年～1976年国立国会図書館、1976年～1988年東海学園女子短期大学図書館勤務を経て、現在、千葉県内私立大学図書館勤務。1978年より愛知学院大学司書講習会講師（参考業務演習担当）を勤め、現在にいたる。

1960年ボトナム短歌会入会。1970年、白楊賞受賞。1971年、歌集『冬の手紙』（五月書房）刊。『昭和萬葉集』（講談社、1979～80）選歌協力。1982年『風景』創刊に参加。1988年、渡辺順三賞受賞。

短歌と天皇制

1988年10月10日 第1刷発行

定価 2900円

著 者 内 野 光 子

発 行 者 稲 垣 喜 代 志

発 行 所

名古屋市中区上前津2-9-14 久野ビル
振替・名古屋8-5616 電話052-331-0008

風 媒 社

＊乱丁・落丁本はお取り替えます。
1092-2018-7302

＊日本高速印刷・飯島製本

歌と天皇制

内野光子

風媒社

天皇不在の「歌会始」とは——序にかえて

一九八八年一月一二日の「歌会始」は、新憲法ではじめて天皇欠席のまま開催された。昨年一二月にいたっても宮内庁は迷っていたようで、一時は中止の公算も大きかった。その理由は、あくまでも天皇が主催するという歌会始の由来によるものであった。

一転して開催に踏み切った理由は、いまひとつ明確なものではなかった。『朝日新聞』（一九八七・一二・一五）は（「講書始と」）歌会始は、由来を考えると陛下のご出席が不可欠だが、文化的行事として定着しているため、宮内庁は陛下のご了承を得て開催に踏み切った」と伝え、『毎日新聞』（一九八七・一二・一五）は、歌会始は陛下が主催し、陛下に対してお歌が読まれるのが本来の趣旨で天皇不在の歌会始は昭和に入ってからではないが、「記録文書を点検した結果、大正十二年には、天皇・摂政がともに欠席したのにもかかわらず開催されたことが判明。『陛下のおほしめし』によって『やりなさい』というお氣持が受け取れるため』（富田宮内庁長官）という独特の意思決定方式によって開催が本決りとなった」と記す。『朝日』は「文化的行事としての定着」を、『毎日』や他の新聞は、専ら「前例」を強調する記事であった。宮内庁が、その理由としての二者にどのように言及したかは、いま知ることができない。

現代における歌会始については、「皇室行事のなかでもっとも国民との関連が深い行事」（村上重良編『皇室辞典』東京堂出版、一九八〇）であるという認識のもとに、宮内庁をはじめとする政府や歌会始選者らが一体となって促進して来た戦後史がある。まさに「文化的行事として定着」することを目標とした努力の歴史であつたと言えよう。しかし、一方では、歌会始はあくまで宮中の、天皇家の伝統ある行事の一つで、選ばれた特定の少数の人間にしか直接参加の機会が与えられない権威ある行事であるという事大主義を簡単に崩そうとしなかったのも事実である。その後者の姿勢が、今回の「前例探し」に結びつき、天皇不在のままの開催を正当化する前例がなんとしても欲しかったのではないかと推測された。「大正十二年」の例にまで遡ったことになる。しかし、現実には、もっと身近に、天皇不参加のため開催を取り止めた例があるにもかかわらず、あえて公表しなかった意図はどこにあるのか。

すなわち、その例とは、一九四四年（昭和一九年）一月二八日開催予定の歌会始であつた。この年の歌会始は、天皇が「軽微なる御風氣にわたらせ給ふため」取り止める旨、前日一月二七日に宮内省から発表されている。当日は、三條公輝御歌所長が天皇に御題「海上日出」による各皇族と一般詠進歌を「捧呈」したところ、天皇・皇后・皇太後の歌を手渡されたという記事を見い出すことができる（『朝日新聞』一九四四・一・二八朝・夕刊）。

これらの事実はいったい何を意味するのだろうか。宮内庁は、都合のいい前例だけを持ち出して、伝統や由来に徹したという事大主義的な姿勢を示したに過ぎない。しかし、その内実は「文化的行事定着論」に落着し、歌会始の効用論、さらには天皇＝天皇制の実質的に果たす役割を重視する論理へと傾いたことになるだろう。その意味で、一九八八年の歌会始のあり様は、あらたな局面を迎えたとも言えるのではないか。

さらに、今回の歌会始開催にいたる経過のマスコミ報道において、明らかに意図的な「宮内庁発表」の誤りを検証する記事が皆無であったことは、あらためて私のマスコミ不信を募らせた。いわゆる「当局発表」を鵜呑みにした「発表記事」の恐しさを垣間見ることができた。いまや、六〇七人にも増加した宮内記者会（「それゆけ典奴」⁽¹⁾）初陣は世界一大きい宮内記者会へ！『週刊朝日』一九八八・一・八、四八頁も、相変わらず「菊のカーテン」とさまざまなタブーにがんじがらめになっているとはいえ、当局発表を検証する機能をまったく失っていることもわかった。もともと、先の歌会始開催にかかわる記事で、『朝日』が前例に一切触れていないことに意味があったのか否か、私にはわからないが、そんな形でしか良識を示すことができないとしたら、それも大きな問題を残すだろう。

皇室にかかわる報道をめぐることは、すでに松浦総三『天皇とマスコミ』（青木書店、一九七五）、天野恵一『皇室情報の読み方』（社会評論社、一九八六）等でも指摘されていることだが、とくに天皇の手術以後の皇室報道における敬語の急増は異様である。最近の過剰敬語を不自然に受け取る読者や視聴者も多いにちがいない。この敬語に象徴される皇室報道については、ジャーナリズム内部における抵抗や反省もありながら、想像を絶するような厚い壁に阻まれていることを知ると、そして、いまの私たちにできることは何なのかを思うと、その心は重くて暗い（浅野健一「まだ『客観報道』が足りない——警察、天皇、そして新聞社内」『言語生活』一九八八・一、三一—四一頁参照）。

一九五九年以来、細々と短歌の実作を続けて来た私は、短歌という文芸の一ジャンルにかかわる者がいとも易く体制内に取り込まれていった、身近な過去のいくつかの例を知るたびに、その背景や過程を資料的に検証することが急務に思われた。やがて現代短歌のあり様も、同じ視野に入るとなると、歌人の戦争責

任の行方、天皇制と短歌とのかかわりは、もはや避けて通れない問題となった。これらに関連するレポートを収めた本書を、ひとまず私の中間報告としたい。

短歌と天皇制
目次

天皇不在の「歌会始」とは——序にかえて 3

I 歌人は検閲をどう受けとめたか

1 昭和発禁歌集の周辺——もうひとつの昭和短歌史 14

(1) 「発禁」とはなにか 14

(2) 発禁歌集を探すには 15

(3) 発禁歌集・歌書の周辺 20

①『プロレタリア短歌集』 20 ②『九月一日』 22 ③『どん底

の叫び』『鑿岩夫』 24 ④『おいらはプロレタリア』 28 ⑤『お

れたちの歌』 28 ⑥『一九三二年歌集』 30 ⑦『史的唯物論よ

り見たる近代短歌史』 31 ⑧『正岡子規研究』 33 ⑨『石川啄

木の研究』『青年石川啄木』『文献石川啄木』 34 ⑩『短歌建設作

品集』『掌と知識』 37 ⑪『鉄柵の歌』 38 ⑫『花明山』ほか八

冊、『出口聖師歌碑集』 39 ⑬『日本は歌ふ』 44 ⑭『肉弾は歌

ふ』『増補萬葉名歌鑑賞』 44 ⑮『プロレタリア歌論集』『労働手

帳』『獄底の暗に歌ふ』『世紀の旗』 46 ⑯『みたみわれ』 48

⑰『風花』『飄風』『戦塵歌』『流』『まぼろし』 49

2 戦時末期における短歌弾圧——『特高月報』を中心に 51

(1)	はじめに	51
(2)	昭和一七年まで	52
(3)	昭和一八年	56
(4)	昭和一九年	63
(5)	おわりに	66
3	占領期における言論統制——歌人は検閲をいかに受けとめたか	70
(1)	はじめに	70
(2)	検閲のあらまし	71
(3)	短歌——検閲の周辺	74
	①『短歌研究』一九四五年九月号の一部削除	74
	②『日本短歌』一九四五年九月号の発禁	75
	③茂吉歌集『つゆじも』の九首	77
	④茂吉随筆集『文学直路』の場合	79
	⑤原爆歌集『さんげ』の場合	82
(4)	おわりに	84
II 歌人の戦争責任の行方		
1	ある歌人のたどった道——逗子八郎は一人か	92
(1)	なぜ逗子八郎なのか	92

(2) 新短歌運動の旗手 94

(3) 情報局任官の背景 97

(4) 短歌弾圧・短歌報国の推進 102

(5) 戦争責任の行方——近年の逗子の発言から 112

(6) 短歌史・文学史における戦争責任 115

(7) おわりに——現代歌人の転向問題 124

2 短歌による戦争体験の継承は可能か

——『昭和萬葉集巻六』を中心に 134

(1) はじめに 134

(2) 短歌における信憑性の問題 135

(3) 戦意昂揚短歌の行方 137

(4) 著名専門歌人の戦争責任 139

(5) 『昭和萬葉集』の意義と今後 142

III 歌人研究と短歌史の方法

1 小泉茅三と『近代短歌史・明治篇』の意義 148

(1) はじめに 148

(2) 辞典・書誌類からみた著作 149

(3)	近代短歌史の時代区分	152
(4)	おわりに	158

2	最近の「戦時下の歌人」研究	162
---	---------------	-----

IV 「歌会始」——現代短歌における役割をめぐって

(1)	はじめに	168
(2)	歌会始とは——辞典等に見る「歌会始」	170
(3)	歌会始戦前史——御歌所を中心に	174
(4)	戦後歌会始の動向	182
①	一九四七年（昭和二十年）——一九五二年（昭和二十七年）	185
	一九五三年（昭和二十八年）——一九五八年（昭和三十三年）	190
	一九五九年（昭和三十四年）——一九六六年（昭和四十一年）	191
	六七年（昭和四十二年）——一九七八年（昭和五十三年）	193
	九年（昭和五十四年）——	198
(5)	歌会始選者の系譜	204
①	辞典の中の選者たち	208
②	選者体験の評価——木俣修・山本友一の場合	212
③	選者体験の評価——岡野弘彦の場合	215
④	各種短歌賞及び短歌大会の選者との関係	218
⑤	芸術選奨と選者	222
⑤	⑥最近の動向	201
	⑤一九七	

初出一覧	図表一覧	あとがき	(7) おわりに	(6) 現代短歌における歌会始
260	259	257	228	225

I

歌人は検閲をどう受けとめたか

1 昭和発禁歌集の周辺——もうひとつの昭和短歌史

(1) 「発禁」とはなにか

日本の戦前の出版警察法制の根幹は、単行本を対象とする出版法（明治二六・四・一四）と、新聞・雑誌を対象とする新聞紙法（明治四二・五・六）にあった。発禁処分とは、出版法一九条、新聞紙法二三条が規定する内務大臣による発売頒布禁止処分を言い、たとえば出版法一九条は「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞乱スルモノト認ムル文書図画ヲ出版シタルトキハ内務大臣ニ於テ其ノ発売頒布ヲ禁シ其ノ刻版及印本ヲ差押フルコトヲ得」と規定する。が、その実務においては、処分権限・処分方法とも拡大して運用されていた。即ち、発禁処分権限は右の条文のごとく、内務大臣に属していたが、現実の慣行としては、警察機構の最前線たる巡査らがまず摘発・処分し、事後的に内務大臣の追認を受ける場合が多かったという（奥平康弘「検閲制度」『講座日本近代法発達史』第一一卷、昭和四二、一七〇頁）へ注。また、右の発売頒布禁止処分のほかに、法文上根拠が見あたらない「削除処分」（不良個所を削除して発行を許可）「分割還付処分」（頒布禁止差押後不良個所を切除して還付）「注意処分」「次版改訂処分」がなされていたことは『出版警察報』の記載にも明らかである。印刷後発禁処分を受けた出版当事者の経済的損失は多大なものであったから、出版社等

の要望もあって、これら法文外の処分はかなり活用されている。なお、新聞記事については、その影響力多大なところから、記事差止の制度が設けられていた。特定の事項、事件についての報道をあらかじめ差止めるもので、その軽重によりつぎの三種の方法をとっていた。示達⇨掲載されたときは概ね発禁処分に付されるもの、警告⇨発禁処分に付されることあるやも計りがたいもの、懇談⇨発禁処分にはならないが、発行者の徳義に期待するもの、というものであった（『内務省史』第二巻、七五七―八頁）。私が今回作成した発禁歌集等目録には、発売頒布禁止処分を受けたもののみならずこれらの処分を受けたものをも含めることにした。なぜなら、削除処分の削除部分にこそ、処分の意図がより明確にあらわれる場合があるからである。

〔注〕各府県の特高課検閲係の要員は、たとえば、昭和十一年秋田県では、警部補一名のみがこれにあたり、多忙をきわめたという記述がある（『秋田県警察史』下、八三―八四頁）。大阪府では、昭和七年当時、警部の係長以下一〇人がこれにあたり、日中戦争後多いときは三〇余名に及び、右警察署に必ず一名の検閲係を配置したという（『大阪府警察史』第二巻、四三二頁）。

(2) 発禁歌集を探すには

どんな歌集や歌誌が、いつ発禁になったのかを知るには、なにを見ればよいのか。とりあえず、表題の昭和期に限って言えば、つぎの資料が基本的な手がかりとなる。